

事務連絡
令和3年2月5日

各務原市内介護保険サービス事業所

同 有料老人ホーム

同 サービス付き高齢者向け住宅 職員各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

高齢者施設の職員及び利用者のご家族様向けの新型コロナウイルス感染防止の協力依頼及び新型コロナウイルス感染症にかかる「緊急事態対策」の期間延長について（周知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。また新型コロナウイルス感染症との闘いに日夜ご尽力いただき誠に感謝に堪えない所でございます。

この度岐阜県より以下の文書が発出されました。事業所のサービス種類によっては既に通知済みの文書もあるかと存じますが、新型コロナウイルス感染防止において有益な情報でございますので、あらためて各務原市内の全介護サービス事業所宛てに周知します。

特にご家族様宛ての文書もございますので、是非ご活用頂けると幸いです。

記

1 周知文書

- (1) 『ご家族のみなさまへ ～高齢者・障がい者施設の職員及びご利用者のご家族の皆様への感染防止のご協力のお願い～』 岐阜県からのお願い
- (2) 『岐阜県内でも福祉施設でのクラスターが発生しています』 クラスター説明資料
- (3) 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部『緊急事態対策』 令和3年2月4日改定
- (4) 介護保険最新情報 Vol.908 『介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）』 令和3年1月7日付け厚生労働省事務連絡

以上

各務原市健康福祉部介護保険課施設指導係（担当大丸）
電話 058-383-2067（直通） FAX 058-383-6365（代表）
Eメール kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp